

AceReal SDK サポートサービス規約 (2020年4月17日改訂第2版)

本規約は、サン電子株式会社（以下「当社」といいます）が製造・販売するスマートグラス「AceReal」用のアプリケーションソフトウェアを開発するためのソフトウェア開発キット（本 SDK、第 1 条で定義）の操作等に関するサポートサービスの内容及び条件を定めたものです。

第 1 条 定義

1. 「本システム」とは、当社が提供する業務の効率化を実現する企業向けの拡張現実システム「AceReal（エースリアル）」をいいます。
2. 「本商品」とは、本スマートグラスに、本業務用アプリ契約締結権、本 SDK 契約締結権を統合した商品、「AceReal」及びその後継商品をいいます。
3. 「本スマートグラス」とは、当社が製造・販売する本システム用のスマートグラス本体及びその周辺付属機器等のハードウェアをいいます。
4. 「本 SDK」とは、本システムにおいて稼働するアプリケーションを開発するために当社が提供する別紙記載のソフトウェア開発キットの最新バージョンのものをいいます。
5. 「本 SDK 契約締結権」とは、AceReal SDK 使用許諾規約に基づき当社と本 SDK 使用許諾契約を締結することができる地位及び権限をいいます。
6. 「本 SDK 使用許諾契約」とは、本 SDK 契約締結権に基づき、AceReal SDK 使用許諾規約をその内容として当社とデベロッパーとの間で締結される本 SDK の使用に関する契約をいいます。
7. 「デベロッパー」とは、当社または当社の販売パートナーから取得した本 SDK 契約締結権に基づき、本 SDK 使用許諾契約を締結して本 SDK を使用する企業その他の団体または個人をいいます。
8. 「本開発アプリ」とは、本 SDK を使用してデベロッパーが開発する本スマートグラス用のアプリケーションソフトウェアをいいます。
9. 「本 SDK サポートサービス」とは、当社が本 SDK を使用するデベロッパーに対して提供する本 SDK に関するサポートサービスをいいます。
10. 「本 SDK サポートサービス契約締結権」とは、本規約に基づき当社と本 SDK サポートサービス契約を締結することができる地位及び権限をいいます。
11. 「本 SDK サポートサービス契約」とは、本 SDK サポートサービス契約締結権に基づき、本規約をその内容として当社とデベロッパーとの間で締結される本 SDK サポートサービスに関する契約をいいます。

12. 「利用者」とは、本 SDK サポートサービス契約を締結して、本 SDK サポートサービスの提供を受けるデベロッパーをいいます。
13. 「本サイト」とは、当社が運営するインターネット上の AceReal サポートサイトをいいます。
14. 「エンドユーザー」とは、アプリケーションソフトウェア開発以外の目的で本開発アプリを使用する者をいいます。

第 2 条 本規約の適用範囲・変更

1. 本規約は、本 SDK サポートサービスにつき適用されるものとします。また、当社が本サイトを通じて利用者に告知する本 SDK サポートサービスに関する細則等は、本規約の一部を構成するものとします。なお、細則等は、当社が別途定める場合を除いて、本サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。
2. 当社が必要と認めた場合は、当社は、本サイト上で告知することにより、本規約の内容を変更できるものとします。変更後の本規約は、本サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。
3. 利用者は、本規約の内容を承諾しているものとみなされます。

第 3 条 設備等

利用者は、当社が別途定める場合を除き、本 SDK サポートサービスを使用するために必要となる端末機器、ソフトウェア、その他それに付随して必要となる全ての機器を、自己の責任と負担において設置するものとし、これに関連する一切の通信料・インターネット接続料等の必要な付帯費用を負担するものとします。当社は、利用者のアクセス環境について関与せず、これらの準備、操作に関する責任を負いません。

第 4 条 本 SDK サポートサービス契約の契約締結権者

本規約に基づき当社と本 SDK サポートサービス契約を締結して本 SDK サポートサービスの利用者となりうる資格は、以下に定める条件をすべて満たす者が有するものとします。

- (1) 当社または当社の販売パートナーから取得した、本 SDK 契約締結権に基づき、当社との間で適法かつ有効に本 SDK 使用許諾契約を締結しているデベロッパー
- (2) 当社または当社の販売パートナーから、適法かつ有効に本 SDK サポートサービス契約締結権を取得したデベロッパー
- (2) 前号に基づき、当社または当社の販売パートナーから、本 SDK サポートサービスを受けるための企業コード、ID、パスワード等の認証情報の発行を受けた者

第5条 本 SDK サポートサービス契約の成立

1. 本 SDK サポートサービス契約締結権を有する者が、本規約に同意した上で当社所定の方法により本 SDK サポートサービス契約締結の申込を行った場合において、当社がこれを承認したときは、本規約をその内容とする本 SDK サポートサービス契約が成立し、ユーザーに対して電子メールで通知するものとします。なお、当社は、申込者が以下のいずれかに該当する場合は、申込者に何らの通知をすることなく、申込を承認しない場合があります。
 - (1) 第4条の契約締結資格を満たしていない場合
 - (2) 本規約等の違反等により、過去に本 SDK 使用許諾契約又は本 SDK サポートサービス契約の解除や一時停止等の処分を受けたことがある場合
 - (3) 申込の際の記入項目に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあった場合
 - (4) 当社所定の手続通りに申込を行わなかった場合
 - (5) 当社の競合会社等、事実上の秘密を調査する目的で契約を行う場合
 - (6) 反社会的勢力である場合
 - (7) その他当社が本 SDK サポートサービス契約を締結することが不適当と判断した場合
2. 法人の従業員等が、自らの雇用主たる法人その他の事業体の代理として本 SDK サポートサービス契約を締結する場合には、そのために必要な完全な法的権限を有することを表明および保証するものとします。

第6条 届出情報の変更・訂正

1. 利用者は、当社に届け出た情報に変更があった場合又誤りがあった場合には、当該情報に正確かつ最新の内容を反映するため、当社所定の方法により、速やかに当該情報を変更又は訂正するものとします。
2. 前項の変更又は訂正を行わないことにより、利用者が被った不利益については、当社は責任を負わないものとします。

第7条 企業コード、IDおよびパスワード

1. 当社は、利用者に対し、本 SDK サポートサービスを受けるために必要となる企業コード、IDおよびパスワードを発行するものとします。
2. 利用者は、当社の事前の承諾を得た場合、または、第8条に基づき SDK サポートサービスの提供を受ける利用者の開発委託先を除き、企業コード、IDおよびパスワードを第三者に使用させないものとします。
3. 利用者は、企業コード、IDおよびパスワードの貸与・譲渡・売買・質入等をしてはならないものとします。

4. 利用者は、企業コード、IDおよびパスワードが盗まれたり、第三者に漏洩したり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から要請のあった場合にはそれに従うものとします。
5. 利用者は、企業コード、IDおよびパスワードの使用および管理を自己の責任において行うものとし、企業コード、IDおよびパスワードを使用した一切の行為は、当該利用や行為が利用者の利用あるいは行為であるか否かを問わず、利用者による利用あるいは行為であるとみなし、当該利用あるいは行為により利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第8条 本 SDK サポートサービスの対象者

1. 当社は、以下の者を対象者として、本 SDK サポートサービスを提供するものとします。
 - (1) 本 SDK サポートサービス契約を締結した利用者
 - (2) 前号の利用者から本開発アプリの開発を委託された者であり、本 SDK 使用許諾規約第8条2項に基づき本 SDK の使用を再許諾された開発委託先
2. 利用者は、前項(2)に規定する開発委託先に本 SDK サポートサービスの提供を受けさせる場合には、当該開発委託先に対して本規約において利用者が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、当該開発委託先の行為について一切の責任を負うものとします。
- 3.

第9条 本 SDK サポートサービスの内容・提供方法

1. 本 SDK サポートサービスは、本 SDK の使用方法・機能・仕様等に関する質問や問題に対して、当社が技術的な助言・情報提供（バージョンアップや新機能搭載の予定に関するご案内を含む）・支援等を行うことをその内容とします。
2. 本 SDK サポートサービスは、本サイトを経由した利用者からのお問い合わせ（以下「お問い合わせ」といいます）に対し、当社が本サイト上において回答（以下「回答」といいます）することにより行われます。
3. 利用者のお問い合わせは、本サイト上におけるお問い合わせフォームを通じてのみ行うことができるものとします。利用者は、当社が、電話、電子メール、FAX、来社その他の手段によるお問い合わせは受け付けていないことを予め承諾するものとします。
4. 利用者による本サイトを経由した前項のお問い合わせは、365日、24時間受け付けております。
5. 当社による回答は、本サイトにおいてのみ行われるものとします。利用者は、当社が、電話、電子メール、FAX、出張・派遣その他の手段による回答は行っていないことを予め承諾するものとします。

6. 当社による本サイトを經由した前項の回答は、下記の営業時間内に可及的速やかに行われるものとします。

記

平日（土・日・祝日・年末年始・夏季休業日を除く）

9：00～12：00 13：00～18：00

7. 利用者は、当社による回答の期日や方法を指定することはできません。

第10条 本 SDK サポートサービスの対象範囲

1. 本 SDK サポートサービスは、本 SDK に関する以下のお問い合わせをその対象範囲とします。

- (1) 本 SDK の基本的な使用方法や機能に関する質問
- (2) 本 SDK で提供するソースコード・API 等に関する質問
- (3) その他当社が回答の必要性があると認める質問

2. 以下のお問合せは、本 SDK サポートサービスの対象範囲外とします。利用者はこれを予め承諾の上、本 SDK サポートサービスを利用するものとします。

- (1) 管理者 PC の OS や Web ブラウザの設定方法に関する質問
- (2) コンピュータ本体などのハードウェアに関する質問
- (3) 他社サービス・他社製品に関する質問
- (4) 当社が動作保証していない環境で本 SDK を使用した場合に発生する問題に関する質問
- (5) 通信環境に関する質問
- (6) システム設計・構築
- (7) 不具合やその他のトラブルの解決
- (8) 本開発アプリの検証及び修正
- (9) 開発環境に関する質問（Unity, Android Studio など）
- (10) 本開発アプリの作成代行

第11条 クローズ

本 SDK サポートサービスにおいて、利用者からのお問い合わせに対し、以下のいずれかに該当した場合には、クローズ（当該お問い合わせに関するサービスの提供完了）とします。それ以降、当該お問い合わせに関しては、当社から利用者に対する回答を行う義務を負わないものとします。

- (1) お問い合わせに対して、当社が技術的な支援・助言または情報提供を行ってから 10 営業日が経過し、その間に利用者から返答がない場合
- (2) お問い合わせ内容の原因が、本 SDK の不具合にあると当社が判断し、当社が利用者にもその旨の情報を連絡した場合

(3)お問い合わせ内容が、解決及び回避ができないと当社が判断し、当社が利用者
者にその旨の情報を連絡した場合

(4)お問い合わせ内容について、利用者から当社に対して自ら解決した旨の連絡
があった場合

第 12 条 インシデントの定義・運用・消費

1. 本 SDK サポートサービスにおいて、1 インシデントの定義は、「利用者がサポートを必要とする問題 1 件について、当社がその問題を解決するための合理的な努力」を意味するものとし、お問い合わせに含まれる「案件の件数」の最小単位を意味するものとします。
2. 当社が、利用者の 1 回のお問い合わせに複数の案件が含まれると判断した場合には、当社は、それぞれの案件を最小単位である 1 インシデントごとに分割して対応するものとします。
3. 利用者のお問い合わせのインシデント該当性・インシデント数、当社の回答によるインシデントの消費の有無その他インシデントの定義・運用・消費に関する一切の事項は当社の判断により行われるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。但し、利用者のお問い合わせの内容が本 SDK の不具合に起因すると当社が判断した場合には、当該インシデントは消費されないものとします。
4. 当社は、利用者が保有しているインシデント数を超えるお問い合わせを受け付けることはできないものとします。

第 13 条 期間

1. 本 SDK サポートサービス契約の有効期間は、契約締結日から 1 年間の年間契約とします。
2. 利用者は、本 SDK サポートサービス契約の有効期間中、10 インシデントを上限として、当社から本 SDK サポートサービスの提供を受ける権利を有するものとします。
3. 理由の如何を問わず、本 SDK サポートサービス契約が終了した場合には、利用者が保有しているインシデントは消滅するものとします。

第 14 条 対価

1. 利用者は、本 SDK サポートサービスの提供を受けるために、本 SDK サポートサービス契約締結権の対価を当社又は当社の販売パートナーに対して支払うものとします。
2. 利用者は、本 SDK サポートサービスの範囲外に属する事項に関し、何らかのサポート等を求める場合には、その対価・条件につき別途協議の上、当社または当社が指定する販売パートナーとの間で別途契約を締結することを予め確認するものとします。

第 15 条 利用者の協力義務

1. 利用者は、本 SDK サポートサービスの提供を受けるにあたり、当社がお問い合わせに関する諸原因等を調査するために、利用者に対して情報の提供等の協力を要請する場合があることを予め承諾するものとします。この場合において、利用者は、当社の要請に協力するものとします。
2. 利用者は、利用者が前項の協力を行わない場合には、当社が本 SDK サポートサービスの提供を制限し又は拒否する場合があることを予め承諾するものとします。

第 16 条 利用者提供情報等の利用

当社は、本 SDK サポートサービスを提供するに際して利用者から得られた本 SDK に関するお問い合わせ内容・情報・ノウハウ等（以下総称して「利用者提供情報等」といいます）を、当社が本 SDK サポートサービスの提供、本 SDK の改善その他の利用のために合理的な範囲内で、ウェブサイトにおける「Q&A」としての掲載その他任意の方法で利用することができるものとします。但し、当社は、利用者提供情報等が、個人情報または秘密情報に該当する場合には、利用者の同意なくしてこれを公開しないものとします。

第 17 条 非保証

1. 利用者は、当社が、本 SDK サポートサービスについて、その正確性、有用性、信頼性、完全性、特定の用途への適合性、セキュリティ、非侵害性、その他についての保証を行わないものであることを了承した上で本 SDK サポートサービスを利用するものとします。
2. 利用者は、自己の責任において本 SDK サポートサービスを利用するものとし、当社は、本 SDK サポートサービスを利用したこと起因して生じたいかなる責任（利用者のシステム、ハードウェア、ソフトウェア等に生じた損害、データの消失等を含みますがこれらに限られません）についても、責任を負わないものとします。

第 18 条 損害賠償

1. 当社は、請求原因の如何を問わず、本 SDK サポートサービスの利用に起因して利用者に生じた損害については、一切損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社の故意・重過失に基づいて発生した損害についてはこの限りではありません。
2. 万一、当社が損害賠償を負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、利用者に現実に発生した、通常かつ直接の損害の範囲に限られるものとし、損害賠償額は、当該利用者への本 SDK サポートサービスの提供の対価として当社が受領した額の総額に限られるものとします。
3. 前項の損害には、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見可

能性の有無を問わず特別事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの損害賠償に基づき利用者が被った損害等の間接損害についてはこれに含まれなものとし、当社は責任を負いません。

第 19 条 本 SDK サポートサービス契約上の権限の一時停止

1. 当社は、利用者が以下のいずれかに該当することが判明した場合、利用者に事前の通知をすることなく、本 SDK サポートサービス契約上の権限を一時停止することができるものとし、ID およびパスワードを無効とすることができるものとします。なお、本条の定めは、第 20 条に基づく当社による本 SDK サポートサービス契約の解除を妨げないものとします。
 - (1) 利用者が実在しない場合
 - (2) 利用者が当社に届け出た情報の内容が虚偽である場合
 - (3) 本規約等に違反した場合
 - (4) 第 4 条に定める条件を満たしていない場合
 - (5) その他当社の業務遂行上または技術上支障がある等、本 SDK サポートサービス契約を継続することが不適切と当社が判断した場合
2. 当社は、前項に基づく本 SDK サポートサービス契約上の権限の一時停止に関し、利用者および第三者に対して責任を負わないものとします。

第 20 条 本 SDK サポートサービス契約の解除

1. 当社は、利用者が以下のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに、本 SDK サポートサービス契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約等に違反した場合
 - (2) 当社又は当社の販売パートナーに対し、本 SDK サポートサービス契約締結権の対価その他これに付随する必要な対価の支払いを怠った場合
 - (3) 当社又は当社の販売パートナーとの間の本 SDK サポートサービス契約締結権の販売契約の解除その他の事由により、利用者が本 SDK サポートサービス契約締結権を喪失した場合
 - (4) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる場合
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
 - (8) その他本 SDK サポートサービス契約を継続し難い背信行為等により本

SDK サポートサービス契約の継続が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、本条に基づき本 SDK サポートサービス契約が終了した場合でも、利用者および第三者に対して責任を負わないものとします。
3. 利用者が第 1 項各号に該当したことにより当社が損害を被った場合には、当社は、本 SDK サポートサービス契約の解除の有無にかかわらず、利用者に対し、損害賠償することができるものとします。
4. 利用者が、第 1 項各号に該当した場合には、利用者は当社に対する期限の利益を当然に喪失するものとし、当社に対する何らかの債務が存在する場合には直ちにこれを支払うものとします。

第 21 条 本 SDK サポートサービス契約終了時の措置

1. 利用者は、本 SDK サポートサービス契約が終了したときは、利用者が保有していたインシデントは当然に消滅するものとします。
2. 本 SDK サポートサービス契約が終了した場合といえども、第 16 条、第 17 条 2 項、第 18 条、第 19 条 2 項、第 20 条 2 項ないし 4 項、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条 4 項、第 26 条、第 27 条の規定はなお有効なものとして存続するものとします。

第 22 条 秘密情報の取扱い

1. 本規約において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された業務上、技術上、販売上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後 10 日以内に書面（電子的形式を含む）で提示された情報
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後当社の責によらずして公知となったもの
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で当社が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に当社が開発したもの
3. 当社及び利用者は、相手方から開示された秘密情報を秘密として保持し、本 SDK サポートサービス契約の目的のためにのみ利用するものとし、また、第三者に開示、漏洩しないものとします。
4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当社は、秘密情報を当該第三者に

開示、提供することができるものとします。

- (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
 - (3) 当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、本 SDK サポートサービス契約における義務の提供の全部又は一部を第三者に委託する場合
5. 当社及び利用者は、相手方から要求があった場合、または、本 SDK サポートサービス契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。

第 23 条 個人情報取扱

1. 利用者が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報については、前条第 3 項ないし第 5 項の規定と同様の取扱いをするものとします。
2. 当社は、利用者から取得する個人情報を、本 SDK サポートサービス契約の目的にのみ利用するものとします。
3. 前二項に定めるほか、当社は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、当社の個人情報保護方針に従って、適切に個人情報を取扱い、その保護に努めるものとします。

第 24 条 権利義務譲渡禁止

1. 利用者は、本 SDK サポートサービス契約に基づく権利および義務を、第三者に譲渡貸与等することができないものとします。
2. 利用者が合併または会社分割、事業譲渡などがあった場合には、利用者はその旨を直ちに当社に書面で通知するものとします。当社が権利義務の譲渡を承諾しない場合は、その通知受領後 14 日以内に、当該利用者により通知して本 SDK サポートサービス契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、権利義務を継承した利用者は、本 SDK サポートサービス契約に基づく一切の債務を継承するものとします。
3. 当社は、利用者に通知することにより、本 SDK サポートサービス契約に基づく権利および義務を譲渡、貸与等することがあるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。

第 25 条 反社会的勢力等の排除

1. 利用者および当社は、本 SDK サポートサービス契約の締結にあたり、自らまたはその

役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者
2. 利用者および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。
- (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為または不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為
 - (4) 名誉や信用等を毀損する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為
3. 利用者および当社は、相手方が第1項または第2項に違反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、本 SDK サポートサービス契約の全部または一部を解除できるものとします。
4. 利用者および当社は、相手方が第1項または第2項に違反したことにより損害を被った場合には、本 SDK サポートサービス契約の解除の有無にかかわらず、相手方に対し、損害賠償することができるものとします。

第 26 条 分離可能性

本規約または本 SDK サポートサービス契約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能であると判断された場合であっても、残りの規定および部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 27 条 準拠法および管轄裁判所

本規約は日本法に基づいて解釈されるものとし、本規約または本 SDK サポートサービス契約に関連して、利用者と当社の間で紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則：本規約は 2018 年 9 月 18 日から実施します。

<変更履歴>

- 2020年3月31日：改訂第2版
第5条に契約成立時の通知方法を追加

【別紙】

■本 SDK

- AceRealSDK unity パッケージ (サンプルソース同梱)
- AceRealSDK 音声認識サービスアプリケーション
- API リファレンス
- マニュアル